

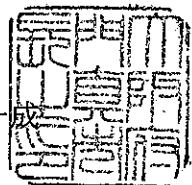
門総人第691号

平成23年11月17日

門真市職員労働組合

執行委員長 西本 孝雄 様

門真市長 園部 一



賃金確定・年末一時金について（回答）

1. 基本賃金について

- ① 給料表については、平成24年1月1日から、人事院勧告に準じて、引下げ改定を行う。再任用職員についても同様とする。また、平成18年3月31日の給料月額との差額を保障されている職員についても、算定基礎となる給料月額を平成24年1月1日から引下げる。なお、非常勤嘱託職員等については、今回の給料表の改定の範囲には含まれない。
- ② 平成23年4月からの官民較差に関する減額調整措置については、本市の給与に関する状況を考慮し、実施しない。
- ③ 現給保障については、労使間で合意している課題であると認識しており、新たな制度変更は行わない。

2. 年末一時金について

- ① 年末一時金については、期末手当として1.375月分、勤勉手当として0.675月分、合計2.05月分を、
また、再任用職員については、期末手当として0.8月分、勤勉手当として0.325月分、合計1.125月分を12月9日に支給する。
- ② 役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。
- ③ 非常勤嘱託職員等については、制度上、支給することは困難である。

3. 国の給与臨時特例法案の取扱いについて

給与臨時特例法案については、東日本大震災に対処するためとして提出されているものであり、総務大臣の発言からも、我々地方公務員に直接的に直ちに影響するものではないと考えている。

しかしながら、今後の地方財政への影響は不透明であることから、引き続き国の動向等を注視するとともに、地方への影響がないよう市長会等を通じて働きかけていきたい。

4. 職員採用について

職員採用については、今年度においても39名の定年退職が出る中、新規採用を25名とし採用試験を実施しているところである。現在、最終段階の選考を実施しているところであるが、現時点において、採用予定人数を確保できない職種が出ていることから、来年度の業務の執行体制なども熟慮する中、特段の措置として、年度内において追加の採用試験を実施したいと考えている。

なお、職種、人数については、今後検討していきたい。

5. 地域手当について

地域手当については、当分の間12%としているが、人事院規則において本市が15%地域であることは認識しており、今後も改善に向け努力していく。

6. 人材活用について

人材活用としての課長補佐級への登用については、平成23年4月定期異動においても、一定実施したところである。今ある人材のさらなる有効活用を目的とした現業職、保育士、幼稚園教諭における課長補佐級への昇任については、24年4月定期異動に向け、職制上の課題などを含め、引き続き検討していく。

7. 中途採用者の前歴換算の見直しについて

中途採用者の前歴換算の見直しについては、これまでの交渉における残課題であることは認識しており、引き続き検討していきたい。

8. 現業職の今後のあり方について

現業職の今後のあり方については、各部局への調査やヒアリングなど行ったところであり、今後、職場の意見も踏まえた十分な議論と検討を行っていきたい。具体には、一定の案を年内を目途に取りまとめ、担当課を通じて職場の意見も聴取しながら、年度内には一定の考え方をまとめていきたい。

9. 長時間労働対策について

長時間労働対策については、一定の取組を進める中、職員の健康管理面にも配慮したカウンセリングなども進めてきたところである。今後とも、職員の健康を守る立場から、引き続き職場実態の把握等に努めていきたい。

10. 男性の育児休業取得促進策について

本年の人事院勧告で出された男性の育児休業取得促進策については、現時点では具体的な制度内容が示されておらず、対応は困難であるが、男性の育児休業取得率向上については、本市における課題でもあることから、国等における制度化の状況を踏まえ対処していきたい。

11. 非常勤嘱託職員等の勤務条件について

- ① 一定の任用期間がある臨時的任用職員の服喪休暇については、非常勤嘱託職員における制度や各市の状況等を勘案し、一定の見直しを図ることとする。詳細については、別途協議をお願いしたい。
- ② 非常勤嘱託職員の定期健診については、1年以上の任用を受診要件としていたが、これを緩和し、協会けんぽ加入者の受診機会を確保していきたい。
- ③ 非常勤嘱託職員等の勤務条件について、労基法や国制度を踏まえ改善を図ってきたところであり、引き続き正規職員との均等待遇の観点をも考慮しつつ対応していきたい。

12. 定年延長について

定年延長については、雇用と年金の接続を主眼として制度化されるものであり、本年の人事院勧告において考え方方が示されたところであるが、今後、国における制度設計の動向を注視していきたい。